序

本稿は、

Roberto Ungerの構造概念―形成的構造―が、

〔研究ノート〕

Roberto Unger の構造論についてのノート

吾妻

聡

己実現をなす主体。 人間。 してとりあげ両者の関係を明らかにすることにある。 て人間であるのか、 してときにこれから横溢し、かえって構造を新しく作り変える自由、歴史(彼の物語)の主役を演ずる権利を留保する んによっては主体性・主観性の契機を徹底的に消去する客観的法則として振る舞う構造。 人文社会科学における根本的課題の一つは、人間営為の主演性/行為主体性(agency)と構造(structure)を主題と あるいは、 文脈によって意味を与えられる主体と、 より本質的な意味で人間であるとはどのようなことなのか、という観念は様々な相貌を見せる。 人間主体と社会構造の関係をどのように捉えるかによって、私たち人間がどのような意味にお 人間の行為と思惟を形成する文脈・枠組として、 構造を制作することによってより本質的な意味において自 既存の構造に常に既に抵抗 理論構 成 か

右のような根本課題との関係においてどのように論じられ

ているのかを書き留めたノートである。 適宜(Unger 流の)批判法学の知見を挿入しながら、 抽象的

的社会理論家たちの仕事にたどり着く。その意味で近・現代思想は、〝社会の発見〟以降、 論として構造-原理論的転回を見せつつなされた。 嚆矢として強調され、 周知のように二十世紀正義論の文脈では、社会の基本構造こそが根本課題であることは John Rawls を 規範理論の復権が、 個々の行為・判断の正当化論というよりも社会の基本的仕組の説明・正 同様に言うまでもなく、そうした構造探究の根元に遡れば、 《構造という主題》を忘れた 古典 当化

むしろ、構造の追究を課題としてきた諸理論こそが、方法論上の誤謬や偏見によって構造を主題とすることの意味を ことはない。 構造を考察することの重要性を教えて来た。しかしながら、このテーマの本質的洞察が徹底化されたことはなかった。 多様な社会・文化が出会い衝突し、ときに学び合う近代・現代という文脈は、 各社会の個性を形作る基本

曖昧なものにして来た。本稿がそのアイデアを書き留める Unger は、少なくともそのように考える

〝否定的創造力(negative capability)〟〝進歩主義の根本理念(radical cause)〟、などである。 と 定型的行為 (formed routine) 、、 論上の基本概念·範疇を語句説明的にパラフレイズする。主な名辞は以下である。´*形成的構造(formative context)。 本ノートは、Roberto Ungerの構造論の意義を知るために、これと密接に関わる Unger 社会形成理論・社会変革理 〝構造物神崇拝(structure fetishism)〟と〝制度物神崇拝(institutional fetishism)〟 制度物神崇拝·構造物神崇

1 THEORY: THE MORPHOGENETIC APPROACH (1995); 近年の論致として、 Cf. Piotr Sztompka ed., Agancy And Structure: Reorienting Social Theory (1994); Margaret Archer, Realist Social 清水 習『構造と主体』 (晃洋書房、

拝という概念から始めよう。

(2) Unger, R.M. (1976), Law in Modern Sociery: Toward a Criticism of Social Theory LMS (1984), Passion: An Essay on Personality [Passion]

- (1986), The Critical Legal Studies Movement [CLSM]
- -(1987), False Necessity: Anti-Necessitarian Social Theory in the Service of Radical Democracy[FN]
- -(1987), Social Theory: Its Situation and Its Task[ST]
- -(1996), What Should Legal Analysis Become?[WSLAB
- (1997), Democracy Realized: The Progressive Alternative [DR]
- (2007), The Self Awakened: Pragmatism Unbound [SA]
- $\cdot (2014)$, The Religion of the Future[RF] (2009), The Left Alternative [LA] (2007), Free Trade Remagned: The World Divison of Labor and the Method of Economics [FTR
- (3) 本文Ⅱ「脱自然化された社会理論の諸テーマ」以下を参照。 -(2015), The Critical Legal Studies Movement: Another Time, A Greater Task [Another Time]

(4)参照、拙稿「Roberto Unger の批判法学批判――『批判法学運動』における形式主義批判・客観主義批判についての覚書「

|| || || || ||

(19) John Rawls, The Basic Structure as Subject in Political Liberalism (1993) at 257-288

山大学法学会雑誌第六五巻第二号(二〇一五年)一-七四頁。

- (6) Cf. Iris Marion Young, Taking Basic Structure Seriously, Perspective on Politics, March 2006, Vol. 4 no.1 at 91-97
- (7)UNGER, LMS Chapter 1 & 4. Cf. 拙稿「Roberto Unger の法社会理論:その方法論的考察 (一)― -]岡山大学法学会雑誌第六一巻第四号(二〇一一年)六四八-六五四頁 —制度構想の法学第二の序説

Ι 制度物神崇拝と構造物神崇拝:社会創造・制度構想の躓きの二つの石

 δ_{09} 生まれ落ち生を営むこの構造・文脈に対する私たちの構え・態度はどのようなものであるべきか/あることができる Ungerが一連の著作を通して訴えて来たのは、かかるテーマこそ人間の知的営為の第一課題だということであ

西洋哲学の伝統に対して、脱自然化されたプラグマティズム、の見地から格闘しようとした著作『覚醒した自我

(THE SELF AWAKENED)』(二○○六)の冒頭で、Unger は次のように書いている。

と利益は、 私たちの行為とが出発点である。その他の残余はあくまでも残余である。私たちの最も持続的で最も力強い希求 る私たちの関係を思考することは、[この考え方によれば]付随的な問題に過ぎない。/そうではない。私たちと 学的立場を定義する際に最も重要となる。私たちについて考えること、私たちが作り出した構築物[社会]に対す 大きな世界についてどのように考えるか、そうした私たちの思考についてどのように考えるかということが、哲 さな場所にすぎない、私たちはそのように想像することに慣れてしまった。こうした思考習慣によれば、それら 社会と文化における人間の生という最も直接的な文脈は、或る大きな世界 私たち自身に、そして私たちの相互関係に関わっている。」([□]の挿入は筆者による。) - 自然、 宇宙、 存在 中の小

行き方である。この方向性の困難は、 できるという信念を基底にして、この事実かつ価値の高次の秩序の観点から社会構造へ評価的判断を与えようとする 第一は、Plato の名で代表される選択肢である。今ここの社会・文化を超越した真正・深遠なる秩序に接近することが 構え・態度はどのようなものであるべきか/あることができるか」)には、 囚われないかたちで分類される。すなわち、冒頭の問い(「生まれ落ちて生を営む特定の構造・文脈に対する私たちの 創造という人間営為 こうした、 自然よりもあくまで、人間と社会、こそが人間にとっての根本課題だという問題意識から、 ---すなわち政治-端的に、 ――への示唆という切り口によって、思想上の立場が次のように学問的慣習に 現実の人間・社会関係に志向せざるを得ない私たちの愛着・希求に正当 従来次のような選択肢が与えられて来た。

と呼

... (%) (%)

まさに私たち自身が、

私たちの経験のうちで価値あるものとそうでないものとを区別し決断を下さねば

かなる構造が望ましいのかについてのどのような指針も方向性も与えることはな

構造の構成内容の善悪に関する不可知論·反基礎付主義に拘泥

本ノートの以下での焦点

らない。

当然ながらこの立場は、

Ŋ

するあまり、

構造(

の 性質 で haracter

の変革可能性という着想を得ることがなかったことにある。

のだが、

Ungerが特に強調するこの立場の問題は、

内容を持つ場合には不変的とは言い難く、不変性に適うと見える場合には過度に抽象的で内容空疎であるだろう。 る。 命題を、 な位置を与えないことにある。 私たちはそれ以外には何も有していない ----。 超越的秩序にではなく人間経験それ自体からの推論と構成に求めるという方向である――「人間 第二は、 Kant の名で代表される選択肢である。 しかしながら、 提案される命法は、 既存の制度や信念を評価する不変の 実生活上の 指 針を提供する が基 準であ

参照枠組は存在しないと考える道を採る(Unger はこの立場を`収縮したプラグマティズム(shrunken pragmatism)、 は れた歴史」という教説によって構想力・自由意志の意義をドラスティックに切り詰めてしまう。そこで第四 だがこの立場は、 ゆく。こうした歴史の発展法則とその最終地点の予感こそが/これのみが、既存の構造に対する評価基準を提供する。 識〟ない 自己(^自由、)を知り実現してゆく(よう導かれる必然の)過程である。こうした過程における人間の振る舞いは、 人間 Hegel あ 構造・文脈の偶有性をより十全に認めた上で、 の歴史的 》制度 る いは 存在性を結局はわずかにしか承認できない右の第二の立場はその批判として次の第三 構造の歴史的偶有性を強調することで人々の変革意欲を掻き立てたその瞬間に、「予め決定づけら .の諸類型として展開し、 Marx その他の社会理論家たちの思想で代表される立場である。 人間はこれらをめぐって思惟し格闘しながら自己把持 だがこの社会と文化以外にこの制度・実践・言説を評価するため 歴史とは人間 0 ・人類が本 歴史を形 0) 選択 の選択肢 的 意 な

け

る脱魔術化

·合理化)、

つは、こうした、構造の質、に光を当てようとする Ungerの構造概念をパラフレイズし、 右の各立場とのコントラス

トを明らかにすることにある。 このようにして思想的伝統は、 構造 の知的構えに関して、 -語弊を厭わずそれぞれに名辞を付せば 超越

間 社会関係・社会構造に対する様々な実践的態度・政治的振る舞いを生み出す。 与えて来た。 的批判」、「超越論的批判」、「歴史主義的・進化論的批判」、「反基礎付主義的批判」という大きなオプションを私たちに の自 由を奪ってその内に幽する檻のような構造を創出する方向にあると理論が予言するときには こうした人間と社会についての理論的構えは、 批判・全面的闘争・抵抗・閉塞感・甘受・諦観・ 歴史法則が抗 1 難いものであり、 (e.g. Weber にお ・無関心など、 かつ人

逆に、 Tocqueville 法則 は 確かに不可逆であるが、 おける民主化)、 自分たちの社会を誇る活気と勇気、 希望に満ち溢れた方向性を指し示していると知が示唆するときには あるいは来たるべき社会の観点から信念を持って

人々は陰鬱とした閉塞感に耐える強さないしは粛々と今ここを生きるべき諦観を教えられ

時代を吟味する旺盛な批判精神を与えられて来た。

したがって固有名を付け加えれば、 人の仕 間社会の歴史性への洞察を深めた立場、すなわち第三と第四である。 13 しは抵抗こそが自由の本質である」という教説である。 本研究ノートの主題 事の複雑性はこうした特徴付けを常に超え出ている。 ·った固有名で代表される歴史の必然的発展の物語を基底にした社会意識論·社会構造論である(無論、 ―Roberto Unger 社会理論における構造概念を闡明すること― 例えば Wittgenstein や Sartre の名で代表される「偶有的文脈の枠内での遊戯な いうまでもなく、Hegelと Marx(しかも Weber)を同じ穴 あくまで理念型的なものである)。 第三は、すでに言及したように Hegel、 -に直接関係するの 第四は、 は、 人 巨

ある。

試みつつー Unger 見を別言すれば、 史の流れ」などといった概念装置に基くことなしに――また、 よりも、 「超越的な観点」「人間経験の内在的制約・本質的条件が導く不変の法則」「必然的な歴史の発展法則・不 Wittgenstein と Sartre を同様に同じ穴の貉にカテゴライズするという整理の仕方には大きな異論が(という 問題意識と類型論は筋の通った興味深 意味不明だとの嘲笑すら)あり得る。 社会批判を展開し、 それは以下のように、 かつ社会変化を説明することができる知識を構築することを目指す。 社会理論を構造物神崇拝及び制度物神崇拝から解放することを意味するの だが構造物神崇拝と制度物神崇拝という観念を基底にした場合 13 ものとなる。 必然性・可能性・偶然性という法性の意味の再構築をも Unger の社会変革理 **論は、** 右 の選択肢群に示唆され こうした目論 -可逆

的仕 定の らせる二つの誤った意識が、制度物神崇拝、と、構造物神崇拝、である。 るはずの諸制度を抽象的理想と一対一で対応する「理念の現実化」と観る思惟である。 制 .組など)と自由・平等・連帯といった抽象的な社会的理想とを同一視する意識、 度物神崇拝(institutional fetishism) 度的 仕 組 市場を構成する制度的仕組、 由主義者にとって「市場」とは、人々が自己利益を「自由」に追求しつつ他者と取 「社会は人工物である」ことを宣言して誕生した近代社会理論 政治過程を構成する制 度的 制度物神崇拝とは、 1) 仕組、 家族などの私的空間を形 あるい 歴史的偶然の産物である特 は それら偶然の 引関係を結ぶ 成す 0 産 洞 生物であ 1察を曇 一共 度

発展は、]する)という意味において人間営為・人間関係の理想表象そのものであるのみではない。 他の時代・他の場所に見られる諸制度によってではなく、 古典的自 近代というこの時代の・この西洋社会におい 市場を中軸とした社 ・て登場

した所有・契約の制度的

仕組

あらゆ

る権限を統合した所有(consolidated property)、

及び意思主義に基づいた古

の有り様に少なからぬ影響を及ぼしてゆく。

は人間 的 台 顕現に他ならない。 !契約(classical contract)——によってもたらされたものであり、こうした基本的仕組こそが市場の本来的 社会の理想(「理念」)の 制度物神崇拝の意識に毒された古典的自由主義者は、このようにして、或る制度的仕組 顕現に他ならないという信念を基底とする学知および実践知の体系を形成. 社会全体 (「現実」)

ries)、と呼んで批判と再構築の対象とし、 化を説明しようとする理論傾向を、深層構造理論(deep structure theories)、あるいは、深層論理理 されていると想定した上で、 を、 の本質的土台(「資本主義」の生産様式)であると考える点において、 教条的マルクス主義者もまた、 義社会の中枢をなす市場の本質的構造は、 歴史の発展法則に従って「必然的」に出現する次の社会体制(「社会主義」)へと到るための「必要不可欠」な中途段階 マルクス主義を典型とする歴史の発展法則や社会の形成法則といった「必然性の論理」に基づいて社会変 この土台の廃棄ないしは周辺化へと向おうとするのである(後述Ⅲ(三)以下も参照)。 全く同じ制度的仕組(古典的契約と統合的所有によって形成される市場の 〝偽りの必然性(false necessity)〟から解放された社会変革理論を構築す 古典的自由主義が考えるそれ(古典的契約と統合的所有)によって形成 同様の制度物神崇拝に毒されている。 論 端的に、 基 本構 造 資

で学問的・実践的発展に益するところの少ない所与・暗黙の前提として取り扱うべきものであり、 度物神崇拝的意識であると言えるだろう。 ″実証主義社会科学(positivist social science)″と呼ぶ知的傾向や実務家のリーダーたちの思考様式もまた制 実証主義者たちにとって既存の制度的仕組は、 その正当性を疑ったところ 端的に《市場 ű 市場

ることが急務の課題であると論じて来た。

加えて、

既存

の制度枠

組

の内部での利益

の最大化や当該枠組に基礎付けて正当化される理念の実現を課題とする、

して

制度物神崇拝の信仰は、

で生

起する諸制度の〝例外的な〟実験・提案は正当な評価を与えられずに否定の対象となる結果、

先の古典的契約と統合的所有によって形作られているかのような相貌が整えられることになる。

法学の手によって現実化される(リアルなものとなる)のである。

造は最終的に、

であ は 論者独自 社会構造ない ŋ, 社会構造を批判的考察の埒外にある所与の前提とする理論傾向においても(実証主義社会科学による構造論 所有は所 の定義で無用の混乱を招来することこそが疑わしい知的態度である――。 し枠組を意識的に探求の対象とする理論傾向においても(深層構造理論による自然化・必然化された 有であり、 そして契約は契約に他ならない》のである――既 存 の共通言語慣習を敢えて逸脱して、 このように制度物神崇拝 0) 意識

放棄と忘却)、

同様の危険性を伴って論者の思考を捕らえ得る。

済法則 人間 沿 釈 的 誇るものではあるが。) Unger が にはそのような自己認識はなく、 制度物神崇拝の隠伏とした影響力にいわば加勢してしまった時代であったと Unger は診る。 傾向 二十世紀は(ことにアメリカでは)、 0 、原理論法ないしは政策論法による゙理に適った精緻化(reasoned elaboration)、)を採用してこうした信念に確 たかたちへと実定法全体を整序し体系化してゆくという作用を持つ(形式主義)。こうして、 0) の必然的表現である)との制度物神崇拝の信念を明に暗に持ち(客観主義)、 知性によって認識・発見できかつ理性によって正当化できる社会形式の客観的顕現である (法の合理化あるいは糖衣化 humanization, sugarcoating projectの傾向)は、 『批判法学運動』という著作の中で、形式主義、客観主義、の名辞で批判した法学の支配 むしろ社会理論はじめ他の諸学から自立した独自の規範領域を形成してきたことを 法学が大学(ロー・スクール)・裁判所という制度基盤を得て力強い (b)法学方法論として目的 右の(a)特定の基本的 (もちろん、 (道徳秩序ある 実務や市 知識となり、 法学者たち 民生 諸 制 活 かに 度は 的 は 0 中 経 解

市

場の基

本的

度構

基本的な制度的仕組は別様に構想可能であるという着想、

実社会では常に様々な社会実験が別様の可能性の

前芽とし

て生起しているという発見を予め封じられてしまうのだ。

おいてである。すなわち、 そが人間社会にとっての最大の危機であるからである。 社会の主役としての市民 Unger がこうした知的傾向を「物神崇拝」という劇しい概念で攻撃するのは、この信念・先入見が、 制度物神崇拝の意識によって、 ――の制度構想力(institutional imagination)の発展を阻害するからであり、 冒頭の哲学的立場の範疇化が意味をなすのは、 私たち市民は、 市場及び政治過程その他の主要活 構想力の 私たち―― まさにここに 枯渇こ

だが、 ゆる「突破」という創造的・革新的態度を採ることができるはずではないか。 上の区別としては意味をなすにしても社会理論上の本質的な差異を構成するものではない、と理解されることになる。 を選択するかは、 「信奉」と「甘受」(あるいは「舞踏」「闘争」「即妙的凌ぎ」「自己完成を目指す自己破壊」「逃走」)のうちどの態度・行為「raionalization resgantion このようにして、《基本構造は「この」姿あるいは「いまの」流れ以外にはあり得ない》と観念してしまった意識 制度物神崇拝に毒された社会思想のうち、 《別様の基本的仕組を創ることができる》と信ずる立場からすれば、 マルクス主義は既存の社会構造(資本主義の生産様式)に対してい だがこれが難しい、 既存社会の内部における処世術 ということを説明 す

そして知的・相互理解的関係 めない 謬である。 構造物神崇拝(structure fetishism) 意識がこれである。ここで構造の、性質、とは、 最も抽象的に言えば、 -のあり方について構造が´縛り(限界·制約)、を与えてくる程度・強さのことを言 構造はその構成、内容、のみならず、性質、もまた変えることができるという観念を認 構造物神崇拝は、 人間の様々な結びつき-制度物神崇拝に関連するがより一般的なあるい 実際的·経済的関係、 情 は高 緒的 次 関係 の誤 る概念が構造物神崇拝である

とが継ぎ目なく橋渡しされることが変革行為と日常的行為の距離が近いことを意味する。 はまた解決をなすということの基本的発想を変えることによって、 与する行為)との、距離が近い、社会である。 益追求行為(社会の再生産に寄与する行為)とそうした諸前提そのものの有り様を問い ことを認めないのである。 す。柔軟性、がこれに直接的に関係する。 つまり構造に対する人間 互. 0 結びつきの形に ついて多様な可能性を許容・涵養する。柔軟性、というモメントにおいて重要な違 歴史主義的懐疑主義者かもしれない。 の自由度 Ungerによれば、、柔らかい社会、とは言い方を変えれば、 (批判の自由・変革の自由) すなわち構造物神崇拝者は、 諸制度が異議申し立ての方法や紛争解決手続を多元化・多角化 彼は、 の大きさを言う。 背景的仕組それ自体の 構造(及びこれを構成する諸制度) Unger 理論における社会制度の 議論する行為(社会の 諸制度を所与の前提とした利 問題化と日常的紛争・議 11 が は あると ある 徳を表 間 0 相

さもなければ諦めよ》というものに他ならない。一方、 すなわち、 のできることは社会的・精神的世界とそれが与えるルールで生きてゆくこととを選択するのみだという教説を与える 意識に覆われていたとしても、 その根本のところにあるメッセージは、《そうした共有された社会的世界の一つをそのまま受け容れ 構造物神崇拝に陥っていなかったならば、より積極的に社会変革・構想へと向 マルクス主義者とその批判的後継者たちは、 制度物神崇拝の かうこ

造物神崇拝者は、

超越的な価値論や視点を否定する一方で、

な構造 とができたかも知れない。 ―という観念を否定する構造物神崇拝の意識によって、社会の改良を目指す者は、構造全体の挿げ替え(革 しかしながら、 柔軟 な構造 構成要素の一つ一つの修正、 歩一歩 0 漸進 的 愛革 が 可

という極度に危険な(それゆえ実行不能な)変化のモードか、さもなくば構造内部での踠きかという二者択一に追い込

制度物神崇拝と同様に構造物神崇拝もまた人間の社会変革能力を大きく殺ぐまたはそも

まれ

てしまう。

このように、

のである。

るとすれば、 そも認めない意識であるが、前者が基本的制度の具体的選択肢の数を限ることによって制度構想力を弱めるものであ 後者は社会変化のモード・方法についての選択肢の数を限ることによってひとをジレンマに追い込むも

えるのみである。 展」「逃走」などの選択肢が与えられることになるが、ここでも構造内部での処世術・戦略論のヴァリエーションが増 このようにして、構造に対する態度には、信奉・甘受に加えて「舞踏」「闘争」「即妙的凌ぎ」「信仰喪失を通した自己発 従前の社会理論は、こうして、構造物神崇拝ないしは制度物神崇拝の弊に陥ることによって/自ら

をこれらによって汚染することによって、人間の社会創造力・構想力を硬い檻・外部なき牢獄と観念された構造のなか

ねばならないか」という問いに関する Ungerの議論をパラフレイズしていこう。 ならない。そこで次章では、「偽の必然性から解放された社会思想を獲得するためには、どのような主題が追求され 社会変化についての理解を作り上げ、こうした社会理解に基づいて来るべき社会制度の姿を構想することでなければ に閉じ込めて来たのである。それゆえ、現代社会理論の課題は、 人間の諸能力を解放・開花させることに貢献できる

- (∞) Unger, ST at 200-202; Unger, Wslab at 6-10, 129; Unger, DR at 25-26, 109-110; Unger, FTR 154-55, 159-61; Zhiyuan Cui *Introduction* in Roberto Mangabeira Unger, Politics: The Central Text(Zhiyuan Cui ed. 1997) at vii-xi
- σ) Unger, SA at 1.
- (1) Unger, SA at 8.
- (11) Unger, SA at 3-9

12

Unger, SA at 5.

Ungerの問題意識によれば、こうした整理の仕方は、 構造・文脈という概念及びその再創造という観念が二つの異なる知的舞

るもの 現代思想との対比という文脈である。こうした現代思想のいずれの立場も、文脈を偶有的・歴史的なもの・だが壊すこと能わざ 動主義そして深層構造理論)との対比という舞台である。この舞台においては Unger は殊に社会理論の伝統(Hegel / Marx の べるように、文脈の〝性質〟を変えることができるという視点からすれば、Wittgensteinも Sartreも同一の構造論に立っており、 伝統)と格闘することになる。第二が、文脈の受容もしくは文脈に対する永遠の抵抗を説く(一見して全く対立するかに見える 台で問題とされ得ることを意味する。 ·違はそうした枠内での自由観念(のみ)にあると言える。Unger, ST at 225-226 /《その向こう側》《別様の世界》などという観念を受け容れる余地のないものと捉える点において儕輩である。 本文で述 第一が、文脈を作り出す能力を否定もしくは骨抜きにする諸見解(心理学的還元主義・行

Cf. Unger, FN at 222; Unger, ST at 172-199. [偶然性と必然性は、 自明な内容を持っていない概念である。 これらは、 思想体

系の中に提示された現実についての全体的な像と説明の戦略を要約したものに他ならない。」

- (15) UNGER, ST at 1-17.
- (16) Unger, ST at 87-128. 参照、前掲拙論文、「Roberto Unger の法社会理論」二八-三五頁
- (17) UNGER, ST at 130-135.
- http//www.robertounger.com/en/category/economics/ last visited on 2018/05/15; Roberto Unger, Inclusive Vanguardism: The Alternative Futures of the Knowledge Economy (OECD) at 3. (available at
- 19) Unger, CLSM; Unger, Another Time.
- (2) Unger, CLSM at 1-2.
- (21) UNGER, CLSM at 2-3.
- 年記念論文集『法学と政治学の新たなる展開』(二〇一〇年))三一三二三二八頁を参照。 稿「制度構想の法学序説 「合理化的法分析 (rationalizing legal analysis) 」批判については、UNGER, WSLAB at 46-50, 59-119 のパラフレイズを試みた拙 ---Roberto Mangabeira Unger, "What Should Legal Analysis Become?" 読解」(岡 山 大学創立六〇周
- 法学のみならず政治哲学をも含む現代規範理論の「糖衣化傾向(humanizing tendency)」批判については、 Unger, SA at 118
- 120 を参昭
- (4) Unger, ST at 212
- やや唐突だが、具体的イメージを得るために今日の障害法制を例にとれば、障害者に対する合理的配慮に関わる紛争の解決は、 :場の背景的ルールである就労規則や労働環境である職務配置の在り方、つまり組織構造それ自体の問題化及び改定と表裏

体である。この意味で、障害者関連法制は、 構造の柔軟化・構造物神崇拝の払拭という Unger 流のより根源的な観点からも再解釈することができると思われる。 障害者の自由な社会参画の平等という馴染み深い理想によって読解できるのみで

(26) Unger, ST at 226

(27) Unger, ST at 151

\coprod 脱自然化された社会理論の諸テーマ

(一)形成的構造(formative context)と定型的行為(formed routine)

(formative context)、である。(文脈(context)・構造(structure)・枠組(framework)という語を Unger は互換的に 冒頭で示した通り、右でこれまで〝構造〟と表記してきた社会の基本枠組に対する Unger 独自の用語は〝**形成** 的

用

いるので、以下でも形成的構造・形成的文脈などの表記を互換的に用いることとする。)

~formative(形成的、形を与える(ことができる)、発展によって変化・修正が可能な)~という形容詞は、Ungerの社

によって形成され、これを再生産する日常的行為は*〝*定型的行為〟と呼ばれる。 Unger も述べるように、 よい。Ungerが提案する社会理論は、 己変革能力を高めた構造(構造改定的構造 structure-revising structures)の創出 会構造論が古典的社会理論から受け継いだ重要な含意と共に、後論が闡明する Unger 構造論の独自のテーマ――自 て在るという―― -すなわち構造が実践に、形を与える、という――根本仮説を基底にして構築されている。 構造が人々の日常的行為と思考の反復的生起を特徴付け方向付ける原因とし ――を要約するものであると言って 形成的構造

実践によって再生産される限りにおいて/再生産されるゆえに(より強く)存在するという意味においては、

構造は行為

構造こそ

まっ

た構造が

より善

い構造である

最も大切な要素を引き継ぎ発展させようとするのである。 独自の位置を認めるところにこそ― とにある。 設けておくことが社会現象を解明するための理論と社会変革を導くための実践に対して大切な含意を持つ、 現象が観察される》ということとはコインの表裏である。 が :実践によって形成されているという全く正反対の特徴付けも可能であり、 Unger によれば、 形成的構造と定型的行為のこうした区別にこそ-古典的社会理論の本質があり、 ただ、 議論の要諦は、 Unger はそうした正統社会理 《構造が在る》ということと《反復的行為 行為と構造の概念上の区別を適切に あるいは、 形成的構造に 論 0) 間 理 題 というこ 制 上 0) 0

を導き得る行為を自ら形成することができる構造 の裡に常に既に胎動させた状態へと変質していることを意味する。 のみではなく、 別・関係という観点から言い換えれば、 的 という主張にある。 構造の みならず、 W わば、徳、として観念されているのは、柔軟性、という性質であり、 Ungerの構造論の独自性は、より、善い、構造と言えるため 変革をも導き得る革新的な行為実践へと発展することによって、 後論を先取ることになるが、 形成的構造によって形成される定型的行為が形成的構造の再生産に 簡単に言及しておこう。 構造改定的構造 循環論法的であるがさらに別言すれば、 が柔軟な構造であり、 先に触れたように、Unger によって形成 の基準の提案が必要であるし可 それは右の形成的構造と定型的 当該構造が変革 この柔軟性がより高 の機運・可 寄与する 行為 能である 構造変革 能 性をそ 0) X

Unger の立論を循環的 な議論から完全に解放することは不可能であると思われるが、 形成 的 |構造が以下

的構造の 様々な要素から成っているという多元的構造観を採用することによってそれは一部可能となる。 創出 とは、 形成的構造の要素の一 部 (例えば他に波及的な影響力を及ぼしそうな基幹的な制度)をまずは すなわち、 構造変革 何ら

の定義に進もう。

が形成されるという過程 も少しずつ・だが次々と累積的に変革の力を及ぼしてゆき、その結果全体として自己変革可能性が高まった社会構造 かの形で批判・修正し、 これが人々の革新的行為(社会運動や訴訟提起その他)を促進することで、 だが飽くまで、可能的な、過程 ―である。そこで次に、 諸要素を分節化する形成的 他の要素につい 構造

association)のどのようなあり方がそれぞれの領域において望ましく可能であるのかについ 仕 組織・家族など)を定義づける基本的諸制度である。特に政府権力をめぐる争いと資本の配分のあり方に関わる制 全体社会を構成する主領域(社会学の伝統ではしばしば部分社会などとも呼ばれる経済社会・政治社会・市民社会・企業 組は重要である。 成的構造の定義: 家族生活においては、 (b)精神的要素とは、人間関係 制度と想念 相互信頼・目的の共有・紛争の欠如といった特徴を持つ私的共同体が人間の結びつきの 形成的構造は、制度的要素、および、精神的要素、から成る。 の諸形式についての想念である。 人と人との結びつき(human ての前提的観念である。 (a)制度 的

と成る限りにおいて、 に適った望ましく正しい社会関係の顕現であるという論証がなされ、これが人々の納得・恭順を得て共有された文脈 は、 特定の制度と想念を甘受するようになるところに構造は樹ち現れる。 形 何 構造とは活動停止した政治 (frozen politics)である――。 成的構造は、 らかのかたちで正統性の外皮を纏うことで初めて安定する。これを構成する諸制度が知性的 社会生活の基本的諸条件に関わる争い・異議申立ての〝封じ込め・中断〟がなされることで生起する 形成的構造は安定性を獲得するのである。このようにして、 人々が敗北または疲弊して闘争することを一旦停止し、 だが、 封じ込め・政治の活動停止としての構造 社会の、秩序性、が確かに実感され 認識や理性的

相応しい

あり方だと言われるだろう。

また、

重要資源の獲得に関わる定型的行為は、

るためには、 敗 北· ·疲弊の痕跡を色濃く残す暫定協定が社会生活の理想形式の表象へと仕立て上げられることが必須 一般に規範的議論(道徳・法的議論)によって遂行される。

となる。こうした仕立て上げ・再構築は、

正の試 当該行為は当然・必然的になされるべきそれだという誤謬、 ることを目指す議論形式 forms of arguments)が含まれる。 け・枠付けるのである。 方 を及ぼすことを可能とする有形・無形の重要資源の獲得と使用に関わる定型的行為を方向付ける。 した社会構造は物質的利益・情緒・認識に関わる社会関係の条件を定義づける。 形成的構造の産物(一):資源獲得に関わる定型的行為、 力、(政府 信頼関係を得るなどの他者との結びつきのあり方、 みが届かないように設計されていればいるほど――、 権 力 governmental power)、 換言すれば、 形成的構造は、 "財"(経済資本 economic capital)、"知"(技術的専門 特定の社会的地位にある者が他の地位にある者に対して影響力 行為の意味や思想を知るといった他者理解のあり方を条件付 社会的可能性・集合的利益・アイデンティティ 形成的構造が安定し強度を保てば保つほどー 労働力を得るなどの他者利用 . 知識 これらの資源には technical exper-ての定義領 0 あ 安定

必然的帰結に他ならないのだという、偽の必然性(false necessity)、の観念が強まることとなる。 tise)、そして´類念、 (権威あるものとして受容されている理念 prestigious ideals)や´言説、(理念の含意を明らかにす つまり普遍的な道徳的命題や客観的な経済法則の命じる 定型的行為は反復的・持続的に生起することになるため 批判と修

争し合う存在であるのか、 自分たちの人生がどのような選択肢に開かれているのか、という観念にも関連するだろう。

自分(たち)は、

誰と・どの集団と、

どのような利益を共

有または競

形成的文脈はこのようにして、集団的利益(group interests)、 共有されたアイデンティティ(collective identities)、

そして社会生活の可能性(social possibilities)について人々がどのような想定を持ちつつ生きるかということに拡散的

な影響力を及ぼすことによって、 |成的構造の産物(二):社会的階層区分 社会運動その他の協働・闘争のあり方を方向付けることとなる 形成的構造は、 資源分配を方向付け、 集合的利益・アイデンティティ・人

生の うに設計されていればいるほど、こうした基本構造と定型的行為が創出する社会的階層区分は階層ごとの相違を鮮明 しは社会的役割と地位(roles and ranks)のシステムを生じさせる。 か 0 可 峻厳にし、 能性とい また人々の生に与える影響力を強くしてゆくことで「客観的秩序」として現象することになるだろう。 . つ た観念に特定の内容を与えることを通して、 社会的区分と階層(social division and hierarchy)な 先と同様、 形成的構造が日常的な批判を免れるよ

区分が現象することは、 このように、 (構造)の前者(定型的行為・階層区分)に対する因果関係はあまりにも直接的であるから、 定型的行為と社会的区分·階層は形成的構造(基本的制度と想念)の主な産物であり、 形成的構造が存在するということの定義そのものに含まれるとすら言ってよい。 定型的行為と社会的階層 Unger ロ〜、

構造は 作られていることの主要原因として認識され、 うにデザインされているゆえに/されているという意味において存在する)。 できないゆえに/できないという意味において、形成的構造は存在する(批判・修正の日常的実践の触手を遮断するよ しまうということではない様式で、 開 かれ 成的構造の存在の意味 存在の強度を低下させてゆくー ている自然物の存在とは異なる意味において、また単に認識論や信念が変化しさえすれば途端に不在となって 《形成的構造が在る》と言う際の、存在、の意味は、実践的なそれである。 形成的構造は存在する。 ―より正確には、 関心が持たれ、 存在の強度の意味を(硬度から強靭度へと)変化させてゆく すなわち、 そして異議申し立てがなされる限りにおいて、 人々が日常的行為のなかで動揺させることが 逆にいえば、 社会的 世界がそのように 外からの観察に 形成:

いわば、

《構造が(強く)在る》ことは当該社会の時流や制約に逆らおうとする者たちにより良く認識され且

一つ弱

る

基本的仕組と想念であるということになる。

それら諸制度・想念を置換することが、

社会的区分·階層構造、

及び有形・無形の主要資源をめぐる定型的

践 軟性、という特性を獲得し始めるに従って、《構造が(強く)在る》ということの意味そのものも変化してゆく。 からの遮断 加えて重要にも、この認識が深まり批判的実践が活性化する諸条件が整えられるに従って、つまり構造が、柔 (硬質性) から、変革実践 の組込(柔軟性・柔靱性)、こそが、 形成的構造がより強く・より善く在るとい

ことの意味になってゆくのである。

つつ 領域 経済社会(市場)・政治社会(政治)・裁判過程(法)・市民社会が、 う。 要素としての 形 う主 第一は、 ⁽成的構造であることの識別基準⁽ 運動戦略を形成するだろう。 (例えば立法過程・政治)での敗北は他の領域(裁判過程)での勝利によって逆転可能だということを暗黙に想定し 観的基準である(人々の主観的経験を正当に評価する基準)。 利益・目標を追求する個人や集団が、 諸制度・想念とその他の制度・信念とを区別する基準は何か。 とすれば私たちが考察のターゲットとすべきなのは、 諸制度・想念といっても様々な種類とレベルのものが 戦略を練り展開する際に、 交差し合うが独自の活動領域を形成しており、 例えば、 Unger 当該制度・実践・想念を当然視してい 社会運動に参与する人々はしばしば、 のごく抽象的な記述に従っ それぞれの領域を定義づけて きある。 形成 的 構 造 ておこ 0) つの 構 成

等価物(functional equivalents)である可能性を予め排除することはできないということにある。 紛争の形式や帰結に影響を与えるという客観的基準である(これは先の形 を予定しなければならないのは、 ただし難しいのは、 形成的構造の既存の諸要素を新たに置き換える制度的仕組が、 一形成的構造の構成要素の閉じられたリスト」という深層構造理 成的構造 の定義をそのまま述べたも 従前のも 機能的等 論的観念を峻拒 0 の単 価 なる 物 のであ 0 登場 能

実際に提案し運用してみなければ成否の判断をつけることが難しいことの帰結でもある。 帰結であり、 社会変革が実験主義的性格(根本のところで、賭け、であらざるを得ないという事実)を免れない、

治における市民的公正・公的責任の観念、(c)仕事や取引の場における自発的契約と職能的階層序列の想念、 法的議論そして人々の日常的期待・議論・感性を通して表現される、 化についての特定のアプローチ、 によって是正しようとする市場経済の制度枠組、(c)労働:組織率に格差をもたらしてしまう労働者代表・産業組 必ずしも一致しないラインに沿った政治上の意見・信条の相違に基づいて結びつく政党をアクターとする政治)とを結 ば以下のものがある。(a)政治体制:一八世紀的三権分立と一九世紀的政党政治(残存し続ける社会的階級区分とは 的な権限を与えられた所有権)を中軸としつつ、かかる分権的経済活動が産出する格差・不平等を行政的・司 合させた統治スタイル、(b)経済体制:経済的分権の装置としての所有権(使用のあり方·保持期間についてほぼ絶対 Unger の視るところ、これら主観的・客観的基準に合致する形成的構造の制度的要素は、 等々。 形成的構造の精神的要素には次のものが含まれる。 (a)家族と友愛の私的共同体のイメージ、 政党政治をめぐる言説や 先進諸 国にお ては例え (b)政

(二) 構造を transforming activities)の相対性 再 生産する定型的 行為 (context-preserving routines)と構造を変革する行為 (context-

ある。4

定型的行為〟と〝構造を変革する行為〟である。 Unger は社会形成と変化を説明するための人間の行為類型として次の二つのものを提案する。 形成的構造が一定の存在度を保つためには、 政治·経済·規範的 [″]構造を再生産する

高まった闘争は、

予め決定づけられた或る生産様式から次の生産様式を導く一方向的な力を実演する

マルクス主義との対比において鮮明になる。

また Unger 流のシナリオの意義は、

に眼 行為が変革的行為へと発展する一定の筋道が描けるようになると Unger は示唆する。 利益・アイデンティティ・社会的可能性の観念を再構築する結果、自己の利益と社会の理想とは執拗に互 現の可能性を見出すかもしれない。さらには、 そのことによって意見の相違を深め、 揺さぶりがかかる。 人間 Unger 理論においては、 ニケーションなどの定型的行為によって再生産されねばならない。こうした定型的行為が引き起こす日常的紛争は、 ンティティ、そしで社会生活の可能性、についての諸前提もまた自明性を失い始める。 ñ 最終的には区別することが困難な目標 わば「ガス抜き」であって、 ごく抽象的なシナリオは以下のようである。 の諸 を向けるとき、 ない。このようにして、 行為が形 こうした構造を再生産する定型的紛争は構造を変革する闘争へと常に発展することができる。 成的構造の再生産という機能のみを担うことにも必然性はない、Ungerはこのように主張する。 その結果、 構造物神崇拝がもたらす「硬く大きな構造」の暗鬱とした閉塞感は 構造変革的行為への発展は、 社会的世界を崩壊へと追い込む大規模な闘争からこの世界を救う小さな戦争である。 構造の諸要素(行為類型、 形成的構造によって一定の内容を与えられていた、集団的利益、や、共有されたアイデ むしろ他の集団や運動体との結びつきに自己利益 ―社会それ自体の変革を通した自己実現・自己革新 近視眼的・狭隘な定義に反省を加えて、 実践的・想念的な対立・衝突が広く強くなれば、 容易にもまた必然的にも生じるわけではない。 利益・理念・可能性についての観念)のミクロな作動・影響関 より長期的 (相対的に)雲散霧消し、 当初協働・連帯してい の保存ある 形成的構造の諸要素に いは社会理 遍的 しかしながら な観点から た人 定型的 0 実

/実行に移すも

マルクス主義の物

語にお

41

こては、

は沿わない新しい集団やアイデンティティが再編されるようになるというのである。

効果を持つものとされている。 対して Unger 理論においては、 闘争はその過程で、各々の生産様式に体現された階級利益の論理を鮮明なものとしてゆく。これに すなわち、 紛争の高まりは、 階級及び利益は闘争によってかえって曖昧になり断片化 階級と共同利益の観念に対してマルクス主義の想定とは正 į 従前 0) 反対の X 別に

(三)形成的構造の存在の度合い

にリーガル・リアリズムが開拓した法の不確定性批判の意義はこうした形成的構造の強度というより大きな文脈にお り多くの段階を踏まなければならないことになる。 定着度)が高ければ高いほど、 強度について変域を持つという着想である。つまり形成的構造は、 という意味において/されているゆえに形成的構造は存在するというこの観念のコロラリー クトラムのどこかにあって、存在の〝程度〟ないしは〝変域〟を持つ。Ungerによれば、 形式的構造が存在するということの意味が実践的であるということ、つまり批判・修正の試みから遮断されている 先の構造を再生産する定型的行為が構造を変革する行為へと接続・発展するまでにはよ 定型的行為の一つとしての法的議論を例に採れば、 〈不在〉と〈存在〉を両極とするグラデーショ 形成的構造の強度 は、 形成的構造は存 二十世紀初 (確立 ーン・ス 在 頭

行し、 社会生活の諸形式の批判と再構築という作業を行う前に、 すなわち、比較的安定した社会における法学は、構造変革的実践・社会構想論の用に直ちには供することができない。 諸原理間の不調和や法が宣言する理念と法によって創出される実際上の帰結との矛盾などを露わにするという 法学それ自体の根源的批判すなわち法の不確定性批判を遂

て次のように再解釈し得る

手に入れることになる

IJ

1

ガル・リアリズムや批判法学運動の意識的な戦略に現れているように、

形成的構造の強度を下げることは、disentrenchment

組

 $\delta_{\hat{\mathfrak{g}}_{0}}$ 異議申 とは同義であり、 たことによるのである。このように形成的構造が、硬い、ことと構造保存的行為と構造変革的行為の、距離が大きい ており、 1] ステップを踏まなければならない。一九八〇年代の批判法学運動も同様に法の不確定性批判を展開したが、
 ĺ ガル・リアリズムによる法学批判・不確定性批判以降分岐した法学の諸傾向が様々な合理化・自然化の傾向を示し - し立てと組織構造の変革とが不即不離となるような制度設計・思考実践を提案することが求められることにな 法学知という重要資源を制度構想論へと接続するためには徹底的な法学批判の段階を再び経ねばならなかっ 逆に構造が、柔らかい、ことと二つの行為の、距離が小さい、ことは同義である。 それゆえ、 日常的な それは、

えて、 性・柔軟性という特性をもつ形成的構造は、、人工性、というその本質を知悉した人々の綿密な構想の産物である。 織化の努力と知的営為の帰結であり、 構造の脱堅固 化は、 階層構造がもたらす支配関係を弱めることも意味するから、 通常誤解されるのとは全く異なりアナキーへ向かうことを意味しない。 市民は不安よりむしろ安心を 脱自然 加

編と実験に開くことは〝生産力・実践力〟の発展に寄与し得る。第二に、社会的階層区分を弱めることは共同生活にお あるというテーゼである(脱堅固化-能力授与テーゼと呼んでおこう)。第一に、 の [°]能力授与 (empowerment) ^{*} 次章で詳述するように、Unger 理論の焦点の一つは、 ·知力·実践力·精神力を含む人間としての能力の付与——へと結びつく可 組織・共同社会における人間関係

形成的構造の強度を下げることは、

個人・集団としての人間

ける個性の開花という、自己実現、に寄与し得る。

第三に、

社会の基本構造をより意識的に制御することを可能とする

成的構造の強度を弱めることによって与えられるこうした諸能力の共通の特徴を要約した´否定的創造力(negative 、構造に対する支配力、は、 私たちを社会的世界の操り人形ではなく設計者・批評者へと変貌させることができる。

、四)「抗い難い進化論的な力」という概念を用いない累積的変化の説明

capability)、という概念が次章のキー・ワードである。

うことの難しい進化論的な力」といった偽の必然性に囚われた仮説なしに社会の累積的変化の可能性を論じることに 先に述べたように、獲得されるべき社会変革理論の要諦の一つは、深層構造理論が想定する「必然的な発展法則」「抗

ある。ここでも詳細は否定的創造力をパラフレイズする次章を待たねばならないが、Unger の主張は、

的構造が柔軟性を得ることは人間の否定的創造力が増大することを意味するという仮説

(脱堅固化-能力授与テー

端的に、

形

出→人間の否定的

のシナリオが多元的構造論のミクロな視角に依拠していることも再度想起されねばならない。 創造力の更なる開花》という螺旋的発展(累積的社会変化)が起き得ることを意味する、 ということにある。また、こ

それは《構造の柔軟化→人間の否定的能力の増大→より柔軟な制度的仕組の創

ゼ)が正しいならば、

成

そうした累積的変化は、 社会の経済力・生産力を高めたいと考える支配的集団の意図的行為によって、 あるい は、

ない危うい、可能性、であるのみである。 成的構造の柔軟化という方向への変化は、反動や後退あるいは他の方向性に向かう諸力に陵駕されてしまうかも知れ 柔軟な形成的構造を持つゆえに国際競争力を増した社会体制が他を圧倒するという社会的淘 あるいはまた、 意図的行為と非意図的行為の区別を許さない人間営為の結果として生じ得る。ただ、 また、 柔軟性のレベルに一対一で対応する自然な制度的構造といったものは 汰の結果 非 意図的な帰 形

らないからである

定論的変化の観念こそ偽の必然性から解放された社会理論の最たる特長である。 存在せず、あらかじめ定められた形成的構造のリストを提示することなどできないが、こうした可能性の観念・非決

(五)形成的構造の諸要素の`漸進的・断片的な、置換可能性

てなく、 系譜学は、 型的行為や利益・アイデンティティの観念に対してどのような影響力が及ぼされるのかを含む詳細な記述)及び生成 科学は形成的構造と定型的行為の区別という立論それ自体を認めないが、Unger 流の形成的構造の諸要素の記述 深層 構 各要素ごとに漸進的に変化してきたものであるということを明らかにする。 造理 形成的構造の制度的・精神的諸要素の発展・変遷が同時に起こったものでも一度期に成立したものでも決 一論は社会構造を分割不可能な一 一枚岩的。 パッケージであると観念し(indivisible thesis)、 実証主 義的社会 (定

Unger の 体を解放するためにこそ、 すなわち形成的構造の構成要素についての多元論的なアプローチを採る社会理論が求められることとなる。(8) さもなくば既存構造の維持・再生産か、 二論 的 研 究は特に法分野において多くの読者を集めて来たが、 要素ごとの修正・漸進的変革というモードに具体的な筋道を与えることができるアプロ という(誤った)二者択一を突きつけることにある。このジレンマから主 彼が、 制度的 7仕組 の複雑な組成を分析する

形成的構造を一枚岩的に観る社会理論の最大の危険性は、社会変化のモードに関して、社会構造の総入れ替え(革命

88-121

形成的構造の構成要素についての複雑・多元的な布置を明らかにする最も有用・有力な知的武装の一つが法学知に他な ことを得意とする法学、そのうちでも最も進歩主義的な傾向である批判法学に参与しつつ構造論を探究して来たの

らないということである。どのような要素も全く恣意的に組み合わせることができるという社会理論は、 りも描き出すからこそ――、このアプローチは各要素の置換と再結合(社会実験)に対する。制約、を説明する概念装置 つまりは社会の形成・成立とその構造の力を説明する概念装置を用意しなければならない。「いかにして、 形成的構造の諸要素は結びつき合い、そして互いに強めあうのだろうか」という問いへの答えが用意されねばな 形成的文脈 の制度的・精神的構成要素の多元性・複雑性・矛盾性を詳細に描き出すのみではなく― あるいはな 根本的に和

からだ。 度の乖離があってはならない》という観念が諸要素の組み合わせに関する制約となる、というものである 象的な仮説は、 というイメージが、 展開してゆく際の、 とがない。 解不可能な論理・メッセージを発する諸要素は当該社会に住まう人々の正当性の信念に訴えることがないために相対 的に安定した形成的構造を形成し得ない、ということを説明できないばかりか、そもそも〝理論〟としての体をなすこ 深層構造理論が想定する「予め決められたレール」や「強度の粘着力を誇るボンド」ではなく、 社会理論において、説明する、ということは、社会変化の、制約・限界、を説得的に描出することを意味する 《形成的構造の各要素は、偽の必然性からの解放の程度、あるいは、否定的創造力のレベル、において過 必然ではないが一つ一つの階梯が他の部分や全体の流れとの関係性を完全には失わずに生起する 理論に組み込まれねばならない。「結語に代えて」でパラフレイズを試みる Unger のすこぶる抽 いわば、音楽が

(六)実践的含意

以上の理論的テーマが導く実践的含意のいくつかに言及しておこう。

綱領的思考(programmatic thought)の使命

一つの社会体制の全体像を提案する綱領論・綱領的思考は、 形成的構 うした。排他的

/保守的な《定義は常により"包摂的

イバ

ル・グル

ープを脅威とみなした上で、構造内部での現在の地位と特権を固守することに存するだろう。

/ 革新的な、定義、

すなわち、

社会階層構造におけるより高い地位

だが、

は 構造概念に有意味な位置を与えない実証主義的社会科学、 造が人工物であり、かつ予め定められた法則を免れたそれであるという理論においてのみ確固とした場所を獲得する。 人間 主 体 が社会を自分たちで創造するというテーマ、 11 社会発展の法則論・決定論を与える深層構造理 かなる戦略で、 (V かなるビジョ ンを持って、 論に W かなる方 お È

向性へと社会を再構築して行くべきかという問題構制が真に意味を持つことはない。

矛盾を見出すことができる。 遂行的にその存在性を強めて行く。だが、 につい 造を安定化させるための様々な方法が、脱安定化の機会、をも作り出しているという逆説を示す点におい 造の生起・安定化を、 まず抽象的に言えば、 安定化の手段が脱安定化の機会を作り出す ての 前 提的観念を形作ることによって、 そして中断の恒常化が当該構造の自然化を帰結するという過程を説明すると同 旦安定した構造は、 例えば、集団的利益、という観念は、一 より仔細に考察すれば、 そしてこれらに沿って遂行される日々の定型的行為によって、 人々の Ungerの反自然主義的社会理論は、 日常的行為·戦略 つの定義によれば、 定型的行為や前提的想念の中に隠された不調 ・利益・価値・アイデンティティ・社会の 紛争の封じ込め 既存 の階層 構造のすぐ下 中 時 断 て、興味深 が 形 形 まさに 可 成 成 和や 能性 的 的 構 構

度的 やが 対抗 にある人々を共通 l 仕組 関係にある。 て新しい集団的アイデンティティを作り出し、この新しいアイデンティティがこれに適切な敬意を払う新し ・思想を欲するという可能性を開く。 第 のライバ の定義は既存の社会構造を保存するのみであるが、 ルとみなし、 下位の グループをむしろ戦略的目標を共有したパ 第二の定義は戦略 1 的なパ トナーと考える定義との プが

制

る実践の学であると言われる。

つまり法(学)は、社会安定化のための手段である。

法規範(法的ルールや法原則)の解釈・適用を通して法律上の紛争に終局的解決を与え

であった。まず法学は、一般に、

らゆる社会制度は法的に定義される)。法学はそれゆえ、

制度的仕組の定義・解釈を、現実社会への適用を通して(経

一般に、制度、と呼ばれる(ことに現代社会ではあ

第二に、

解釈·適用

の対象である

とされる法規範の一定のまとまりとこれを実現するための仕組は、

めた知的資源であり、 ラフレイズすることもできるだろう。まさに批判法学こそ、 安定化の手段が脱安定化の機会を生み出すことは、 革新的社会構造論の構築に最も有用なそれであることを明らかにしようとする構造改革的 法学におけるより馴染み深い議論に引き付けて以下のようにパ 法(学)は社会構造の安定化と脱安定化の双方の機制を秘

原理·政策指針 律家の日常的な定型的行為(法の解釈適用を通した紛争解決)は、それが誠実に果たされれば果たされるほど、 は批判法学もまた理論負荷性を免れ得ないからである。)こうして、社会構造の安定化・秩序化こそを任務と信ずる法 を纏わない法素材のこうした「ありのままの」記述を与えることを課題として来た。 多元性·没秩序性こそを本質的特徴としているという事実である。(少なくとも批判法学の最良の仕事は、 範の解釈が-こうした経験を通した・ミクロな法制度分析が日常的に明らかにするのは、 験のテストを通して)、しかも個々の紛争に対峙するというミクロな分類的・分析的視覚から行う学問である。 ―したがって多様な制度の可能的な姿が (=新しい 制度的仕組の萌芽)の多様性を、 ――不断に提案されることで、法(学)という知的資源は多様性 すなわち既存構造を脱安定化するための機会を露わにする 紛争当事者と法律家によって多様な法規 カッコ付きであるのは、 合理 究極的に 的

のである

法制度の不確定性

(三)で言及したように、このようにして脱安定化の機制を明示すること、

つまり構造を脱堅固化することが人間の

88-124

は、こうした諸力の共通項を要約する、否定的創造力、というキー・ワードである。 諸力を高めることに繋がるという仮説が、Unger の脱堅固化-能力授与テーゼであった。次章でパラフレイズするの

- 28) Merriam-Webster Dictionary (available at http://www.merriam-webster.com) には formative という語の定義について次の
- 2.: capable of alternation by growth and development; also: producing new cells and tissues 1. a: giving or capable of giving form: constructive…/b: used in word formation or inflection

ように書かれている。

- 3.: of, relation to, or characterized by formative effects or formation: formative years
- 29 Unger, Clsm at 94; Unger, FN at 532-534; Unger, Another Time at 72
- 30 展開しているようにも見える――論稿として、David E. Van Zandt, Commonsense Reasoning and Social Change in ROBD Unger 理論および批判法学的構造・意識研究を批判する――ただ実際には Unger 理論の含意に沿ってその行間を埋める議論を 形成的構造概念はミクロな視点をむしろ欠くあまりにも大雑把な概念である、行為こそが構造を形成しているのだとして
- Lovin & Michael Perry eds., Critique and Construction : A Symposium on Roberto Unger's Politics (1990), at 160-205
- (\mathfrak{I}) Unger, FN at 58-66
- 32 Unger, FN at 68
- 33 Cf. 富永健一『社会学原理』(一九八六年、岩波書店)二〇八-二四一頁。
- 34 Unger, FN at 58
- 35 Unger, FN at 41-43
- 36 Unger, ST at 151.
- 37 Unger, FN at 58-59
- 38 Unger, FN at 59.
- 39 40 Unger, FN at 60

Unger, FN at 61

88-125

- 4) Unger, FN at 62
- (4) UNGER, FN at 63.
- (4) Unger, ST at 152
- Women of Color, 43 STAN. L. R. 1241 (1991). Cf. Unger, DR at 235-251; K. Crenshaw, Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence Against 例えば Duncan Kennedy, Critique of Rights in Critical Legal Studies, in

Wendy Brown & Janet Halley eds., Left Legalism/Left Critique (2002) at 178-228 や物監

- (47) Unger, ST at 154
- (48) Unger, WSLAB at119-128, 参照、 るのか──」『法社会学』第八三号(二○一七年)八五-九八頁。 拙稿「批判法学制度派の研究プログラム――Roberto Unger は法をどのようなものとして視
- 実践)が注目される所以である。 制度改革訴訟・構造改革命令と呼ばれる制度や批判法学(例外的ルール・対抗的原理・逸脱的法理の日常的生起に注目する思考 合理的配慮概念に触れた脚注(25)も参照
- 5) Unger, FN at 279-280.
- ミ)本文「結語に代えて『agency の問題』」を参照。
- (2) Unger, FN at 281.
- (5) 前掲拙論文、「Roberto Unger の法社会理論」三一-三二頁
- 5) Unger, FN at 221-223
- and Transformation, in William H. Sewell Jr., Logics of History: Social Theory and Social Transformation (2005) at 140 偶発的でそして裂け目を有した社会観念―そして構造の観念―を採用しないかぎり、 の非予測可能性、 組み込むことはできない・・・。 形成的構造の多元性のみではなく、他のこれまでのテーマとも共鳴する社会学者の言葉を引用しておこう。「はるかに複合的 この目的のために、私は以下の五つの鍵となる原理を提案する。構造の複合性、 資源の多義性、そして構造の交差である。」(William H. Sewell Jr., A Theory of Structure: Duality, Agency, 必要とされているのは、構造の通常の作動が変革を発生させる仕方を示すことができる概念的語 私たちは構造理論のなかに変化の理論を スキームの置換可能性、 資源蓄積

- (5) Unger, FN at 278
- (5) Unger, FN at 126; Unger, ST at 171
- (%) Unger, LA at xxi
- (5) Cf. 川島武宜「争いと裁判」(『川島武宜著作集第三巻』)二三九-二四○頁。

Ⅲ 否定的創造力

るための中心概念でもある。 的創造力は、 体の諸能力が否定的創造力という言葉で要約されているのである。だが興味深いことに、Unger 理論において否定 会構造の中で生きながらこれに没入することなく、当該構造を認識・批判し、新しい諸制度や思想を創発する人間主 基づいた思考・行為そのものを否定・批判・変革することのできる能力が、否定的創造力であるとされる® きる能力、あるいは「人間精神が持つ自己批判力の最も根本的なもの」、すなわち自身が拠って樹つ前提とこの前提に である。最も抽象的には、ルールやルーティンが予定・予期していることに逆らって、非定型的に、行為することの る〝諸制約〟について説明を与えることである。。こうした意味において否定的創造力論は、 〝否定的創造力(negative capability)〟という概念は、 人間主体論・自由論の鍵となる概念であるというだけではなく、 社会構造を説明するということは、 詩人 John Keats の用語に Unger が独特の意味を与えたもの ---繰り返すが-形成的構造の生成と変化に説明を与え ――社会成立の諸条件・社会を形作 人間及び社会の、可能性、に つまり、 社

ralization)・偽の必然性からの解放(emancipation from false necessity)という、性質、において多様であるが、こうし まず、これまで述べて来たように、形成的構造とその諸要素は、脱堅固化(disentrenchment)・脱自然化(denatu-

ついての議論として、かつ同時に〝制約〟についての議論としてもデザインされている。

てい

すなわち、

社会的区分・階層構造は、

特定の基本制度と想念が何らかの社会生活の形式を定義しかつ安

た質的 人生 されていることを意味する。 味するのであった。 |経験に及ぼして来る影響力を小さくすることを意味する。 相違は二つの すなわち 第二の側 側 面を持つ。 −Unger の比喩的定義によれば 面は、 つまり、 脱堅固化・脱自然化の第一 私たちの社会的諸関係 社会構造の柔軟化とは、 (実践的 -定型的行為と構造変革的行為との´・距 の側面 この二つの側面は次のようなメカニズムにお 階級やジェンダーその他の社会的地位・カテゴリ ·情緒的 は、 形成的構造が日常的な批判と修正に ・知性的諸関係)が 社会的階層区 離が短い、ことを意 一分から 開 て結び 解放 1 が 7

 $\delta_{\circ \widehat{66}}$ が、 隔 想念に批 定させて初めて隆起するが、 :離すること・閉ざすこと、》にある。 社会的階層区分の安定性を減退させ、 判 · 修 正 0) 触 手が 及ばなくなることによる。 翻ってこれらの制度と想念が安定するのは、 それゆえ逆に、 社会生活に対して持つ影響力を弱めることに結びつくと考えることができ 形成的構造を構成する基本制度と想念を批判と修正に開くこと つまり、 ポイ シ 定型的行為が方向付けられることで該制 } ・は《基 本 制 度と想念を批 判 Ĕ か

上の 割 桎梏を拒否して逆に構造に対する支配力を留保することを意味するゆえ、 的能力授与のあらゆる種類は、 !の檻から解放された社会、に向かって累積的変化が起こる可能性を説明する。 形)有利性(成 こうした否定的創造力の獲得・有形無形の利益 的 構 造 (否定的創造力の発展という、結果、)が、 の脱 自然化·柔軟 化は社会に有形無形の様々な利益をもたらすが、 こうした構造の柔軟化・脱自然化という観念を知悉すること、すなわち形成 当該制度の生起・持続・発展の、原因、となる可能性があるというこ の創出という果実こそが、 般的に否定的創造力と呼ば 、より柔軟な社会、・、階層と社会的役 つまり、 Unger の視るところ、 制度構造が作り出した機能 れ 個 る 人的 浴的 0) 構 が 造 相 団 応 0

定と実行の混交、

創出するには、

とであり、このメカニズムが説明されねばならない。(®)

Unger が、人間営為の企図性(agency)の問題、と呼ぶ、 〝改定可能な(revisable)〟制度の発明にどのようにして依存しているのかをパラフレズする。 以下では、本章において、こうした種々の能力授与概念、及びこれが、柔軟で(disentrenched, hierarchy-subverting)。 構造論にとって重要な番いとなるテーマをパラフレイズして そして結語に代えて、

(一)否定的創造力の実践的・経済的側面

本ノートを閉じることとしたい。

実践的 executing activities)とが相互に交渉し学習し合うというイメージ、 諸要素を最も有利なかたちで組み合わせ置換する自由を要請する。 としての否定的創造力の関係は、 実践的な合理 最大限活用しつつうまく調整するというイメージ、あるいは自由に柔軟に自己修正を行う共同作業というイメージが 実際的利益に関わる否定的創造力の例は、 成功に奉仕するという観念である。 |性の社会的表現である。こうしたイメージに忠実な構造をもった事業・組織 以下のようにごく馴染み深い観念に基づく。 社会の生産力(及び軍事力)の発展である。 目的 ·課題の設定(task-defining activities)と手段・方法の選択 より抽象的に言えば、 人間労働を組織化しこれを物質的・技術的資源を 経済的合理性あるい 制度の柔軟化と生産 柔軟性を最大化することが 持続的学習と実験、 は効率性は、 力の発展 生産 決

を

功裏に使うための組織の新しいスタイルを開発することが必要となる。

固定した社会的階層区分が持つ共働関係・取引関係に対する影響力を弱め、新しい技術上の機会を成

協働的競争といった特徴を持つ Unger が、前衛的事業(vanguardist firms)。と呼ぶ先端

造が峭刻さを極めるところに――すなわち形成的構造の堅固化に――社会変革(革命) 高次の共産主義へと到達するためには、人類は階級闘争という試練を経なければならないとされるのである。 められるものとされている。 は Unger の主張は、ここでもマルクス主義の命題を意識して構成されている。 階層構造の解消を通した否定的創造力(生産な力・実践的活動力)の発展、これが拓く社会変化の可能性を強調 階層構造の 柔軟化 を通した能力授与に漸進的・累積的社会変化の可能性を視る Unger 理論というコントラスト 剰余価値 の強制的吸い上げ 平等社会ではあったが物質的欠乏と古い伝統の軛のもとにあった原始共産主義を脱 階級構造とこれが要求する生産関係に基づく搾取 マルクス主義が描く生産諸様式の変遷)の契機を見出すマル ――という論理によって推 クス主 階級構 し進

れたより自由 可能であることを強調する。 は、 価性·普遍性·自由な組換可能性という性質を明らかにした。また、交換価値の使用価値に対する優位性という考え方 生産様式にも増して、全ての人々の労働力が相互に交換可能であるという性質を持っていること、つまり労働力の等 という。例えば、「資本主義」は階級的抑圧をあらゆる側面において悪化させたかもしれないが、これに先行したどの ただし、Unger によれば、 徹底して労働力を商品として観念するという考え方と結びついて、 な機動性を持つ・統合的普遍的な労働力の重要性を徐々に明らかにしてゆく流れであると理解すること こうした意味において、 史的唯物論 の進化論的構成にも否定的創造力論の一種として解釈し得るテーマがある 生産様式の変遷・発展の物語は、 生産活動のあらゆる形式が他の形式へと変換 硬い社会的役割・ ・序列関係を免

もできるのである。

的に

関わ

0

ている。

(二)自己実現ないしは自由と否定的創造力

地位 が の階層序列など、 れる危険性に常に脅かされている。 的資源)などである。 共同体での相互承認 労働力を交換する分業を通した財の獲得 (物質的資源) 、参与すること・相互に関わり合うことそのものを目的とする 得るためには、ひとは様々な形式の集団生活を生き、その中で物質的・情緒的・知的資源を得なければならない。 ことである。(比較的初期の著作『情念』の中で深められたテーマである。) 自由に行為できる・自由であるという経験を の二つの条件が和解せずに衝突していることを意味する。ゆえに、ここでの能力授与とは、この二つの自己実現 同 二つ目の能 ぅ 自由 和 .時に個人としての人生の発展機会となるような社会生活の形式を構想・獲得できた人々が、 .の堅牢に閉じ込められ個としての自己を失う危険性(depersonalization)と常に隣合わせである。 解を成功裏に 0) 欠如・閉塞感という経験は、 力授与は、 共同生活は、 ∵──完全な和解は不可能であるにせよ──行うことを意味する。 (情緒的資源)、文化的生活における自己省察・自己表現・他者とのコミュニケーションの方法 しかしながら、 相対立する二つの自己表現の実現条件(enabling conditions of self-assertion)の衝 他者への依存状態に追い込まれる危険性(subjugation, dependence)、 分業の場における社会的地位の階層構造、 "他者と関わり合う必要性、と"他者への従属·依存から逃れる必要性、という自· これらの共同生活においてひとは、 従属的立場におかれる危険性 私的生活における力関係、 他者との協働 自由を獲得した人々 ·情緒: 社会的役割 文化的 的 個性を奪 価 知 P 値 わ

社会的階層区分を

|力授与を得た人々である。ここでも形成的構造の脱堅固化の先の第二の側面が、こうした意味での能力授与に直接

各重要資源が一部の特権的集団にのみ集中することを阻む基本制度と想念は、

成的構造の柔軟化は否定的創造力の自己実現・自由という側面を涵養することに資するだろう。 弱めることで、 共同生活に常に付随している依存と個性喪失への圧力を弱くすることができる。このようにして、

(三)構造に対する支配力

柔軟化に関わる。 る脱堅固化・柔軟化に関わるのに対して、この第三の否定的創造力は、より一般的に、形成的文脈それ自体 展開をもち得る能力授与である。右の第二の否定的創造力が、特定の社会関係(特定の社会的役割・階層区分)に対す 拡がってゆき、こうした形成的構造の再創造が改めて、自分(たち)の利益、なるものをも再定義していくという螺旋的 それは、自己利益の実現を追求する日常的営為が、 れば「不承不承の・自己欺瞞的な甘受」という二者択一ではない形での社会参与のあり方を可能にする能力授与である。 and insider at the same time)」を促進するという側面である。 formative context) する私たち人間の支配力の涵養という側面をも持つ。 る批判能力を保持しつつ、社会的活動に積極的に参与し関わり合う力(engagement without surrendering to the 構造の柔軟化とは、 否定的創造力というテーマは、 あるいは「同時にアウトサイダーでありかつインサイダーである自由(freedom to be outsider 脱自然化すなわち、人工性、の鮮明化を意味するから、 人間の相互関係の性質、 制度と想念の批判・再創造に他者と共に参加するという経験へと 「現実的なものを理念的なもの」として捉えてしまう誘惑に抗す あらゆる制度や因襲に対する「永遠の抵抗」、さもなけ 及び人間と共有された文脈との関係の性質 否定的創造力の授与は、 形成的構造に対 の脱堅固

に光をあてようとするものであるのだ。

形

脱自然化・脱堅固化という要請が、

に、右

の(a)(b)(c)の制度的条件が必然的に収斂するとは考えにくい。だが逆に、これらが「必然的に矛盾する」(ゆえ

いずれかの善とその制度的表現の優位性を論じることが規範理論の課題である)と考えるのもまた誤謬である。

以下のように現代思想の根本理念と結びついたとき、

Unger流の語彙・テーマ設定は、 してそうでは て社会の基本構造とならなければならないという観念は、 こうした、否定的創造力、、、衝突する自己実現の条件の矛盾の緩和、、、形成的文脈に対する支配力の保持、といった ない。 というのも、 他の論者や知的伝統との繋がりが稀薄だとの印象を与えるかもしれない。 自由につい ての制度的条件と生産力につい 自由主義と社会主義とが共通に携えて来たそれであるから ての制度的条件が密接不可分に結び だが、 つ 決

動化は、 う社会理論の根本課題と関わる共通の切り口から光をあてることで、 これらの善とその実現条件は、 の制度的条件である、これが右でパラフレイズした Unger の脱堅固化-能力授与テーゼの骨子である。 実践方法を自分たちで創発的に提案できること)の増大といった人間生活における各種の´´砉´、を実現するため 性を開花することができること)の増進、そして(c)形成的構造に対する支配力(社会・文化を創る力、社会の てその本質を理解することができるようになる。ただし、新たな社会制度の創設、これを通した社会の脱堅固化・流 脱自然化·脱堅固化 は、 時 (a)経済力その他の実践的能力の発展、 の支配者の強権 階層的役割区分を弱め、 の発動 《構造(文脈・関係)への人間主体の対峙、 (社会の人工性=「人の支配」の前景化)によっても可能となり得ることからしても、(SE (b)個の自己実現力(水平性·連帯性の高まった人間関係のなかで個 日常的な批判・修正 、否定的創造力の授与、という一般概念に包摂し に開かれた人間関係・社会構造を創 悪しき側面 岡の否定、 新しい もの 逆に言えば、 0 出 創造》 度基 の共通

共通の制度条件の探求は

正

r 統な知的プロジェクトと共鳴するものとなる。

Ungerの読解によれば、そもそも、

自由主義と社会主義(さらには共産主義)の本来の共通理念は、

あると特徴付けてよいとすれば、 うとみる組織 枠組・労働慣行・社会的バックグランドに囚われずにこれらを自由に組み替えることこそ全体の有形・無形 観点から理解するときに初めて明らかとなる。すなわち、 らゆる社会・領域に響き渡る思想、 しは創出することにこそデモクラシーの根本目的がある、 充足を可能とする道具や発明を与える空間 いうことにある。 追 一求を両立・和解させることによって、 実験主義的な共同学習を行う場所(学校)。こうした諸空間を優れてデモクラティックな構造を志向したもので 多元主義的政党政治、 (企業・事業体)。社会的階層区分その他の諸属性から解放されて互いを個として遇し合い学び高め合う 物質的・経済的・実践的な発展のために、 政府の説明責任を実質化するための普遍選挙等々― 精神的利益と物質的利益とが二つながら実現されてゆくための基本構造を発見ない デモクラシーである。ただし、 社会により大きな実際的・道徳的利益をもたらそうとするプロジェクトだと (市場)。 個々の才能をチームワークの中で開花させるために、 といってよいことになるだろう。 単純労働や無能力状態から市民を解放し、 民主体制の本質は、 モダン・デモクラシーの真髄は、 、物質的進歩、と、個人の自由、という善 -を超えたより広義のかつ 狭義の民 その自由な欲求 既存 0)利益 根本的 主主 に適

可能であるという(控え目な)それである。こうして、デモクラシーの根本理念に忠実なプロジェクト-的に矛盾し合うものでも決してなく、これらが、重なり合う領域(a zone of possible intersection)、を探求することが る。 85 これに対して今日の私たちの信念は、こうした複数の善の制度的諸条件は自然に収斂するものではないが、 九世紀の思想家たちの誤謬は、こうした経済的発展と精神的解放との間には自然な収斂 があると考えたことにあ ラディカル

近代・現代のあ

V

無数のオプションと個の解放の同 な姿・自然な収斂があるゆえ選択肢は限定されているという偽の想定から解放し、 -の本質は、 社会思想を教条的想定から、 .様に無数のオプションとが重なり合いを見せるだろう領域を探求する試みにある。 すなわち形成的構造を構成する基本制度・想念には必然的 物質的進歩の 制 度的 条件 0) およそ

うし らゆ 済的 発展の制度的条件としての所有・契約は、 された「自由の領域」としての私的秩序に本質的に内在する法的構造として観念され提示されて来た。 会の制度構造の自然視)を瞥見しておこう。 complex)、と呼んで分析するレジーム――についての古典的自由主義者とマルクス主義者の共通 く古典的契約理論)のセットによって構成される人間の活動領域は、 返されてよいだろう。 る権 た所有・契約を権利の模範形とした自由な市民社会擁護論は、 、な社会諸関係の基本構造を構成する法的権利の、モデル、を提供して来たということにある。 Marxの発展段階論を一 九世紀的思想傾向 能 0) 統合としての所有権 consolidated property; unified model of property)及び契約制度 !の具体例として、市場を構成する制度的仕組 部組み込んだ― 自由 私的権利複合体の興味深い特徴は、 個 基礎法学的仕事によって情熱的に展開されて来たものであったことは の解放の制度的条件でもあると観念されて来たのである。 我が国におい 政治的・行政的権力作用の侵入から原則的に遮断 →Unger が″私的権利複合体 これらが政治・行政過程を除 ても戦後近代啓蒙主義たちの すなわち、 の 議 (意思理 つまり、 論傾. (private-rights 向 所有権 実際、 (経済: た非経 経済的 13 基づ あ 社

きた。 こうした一市場構造の 自由主義の教説によれば、 合理 前 制約が篩い落とされ、 -政治的な自然なかたち」という観念は、 自己利益を追求する自由交換に対する旧社会(封建社会)の恣意的でコストの その論理が社会生活の広い 自由主義およびマルクス主義双方に影響を与えて 範囲にゆっくりと拡大してゆくに従って、

つまり非

な

必然性の外皮を纏わせる。

の近代私法を市場の欠くべからざる制度的礎であるとみなすことで、

歴史偶然的に登場したはずの法制度に自然性

テム につい 本主義」という制度装置の中枢であり一 信奉のない 支配的な自由主義者は、 の導入に繋がるゆえに危険だとして消極的に「自由市場」を擁護するだろう。 ての展望は曖昧である。 、懐疑的. な自由主義者もまた、 批判 の対象でありながら、 市場の仕組と個人の自由の関係は切り離しがたいものであると強く信じる一方、そうした ―かつ副次的な意義しか認められていない小規模商品生産者の制度的 契約と所有のシステムを完全に置き換えることは自由を脅かす抑圧的なシス 人類史の必須の要素である。 しかも、 マルクス主義にとって市場は、 共産主義体制における市場構造 枠 組 資 で

陥 有している。 階の一つとしての、 の矯正の仕方について提案を異にするのみである-このように、 自由主義とマルクス主義者は市場の基本構造については全くの同意を表明した上で、 マルクス主義と自由主義はともに、「近代ヨーロッパの契約・所有制度の発展は、 または社会生活の永続的な可能性としての市場秩序を具体化したものであったという確信。 自由主義は再分配政策によって、マルクス主義は市場を周辺 社会生活の必須の段 市場システムの欠

的

地位に追い込むによって――。

誤謬から解放された視力によって再度のその知的文脈を見渡し、より正統なプロジェ て追究して来たものである。その意味で、Ungerの諸仮説・諸提案は、 る領域を発見ないしは創造するというテーマは、 う観念のデモクラティックな方向への徹底化 以上のように、 経済的·実践的能力、自己実現力、社会構想力· Unger が脱堅固化-能力授与テーゼを基底にして探求しようとするテーマ、すなわち、 現代社会に最も大きな影響力を与えて来た世俗の革新思想が共有し ――を開示するための制度的条件が収斂または重なり合いを見 を抽出する試みに他ならないのである。 近代思想の巨人の肩に乗りつつも、 クトー 人工物としての社会と 人間 必然性の .の諸.

- 60 Unger, FN at 632, Cui supra note 8 3 at viii.
- 62 61 Unger, SA at 135 Unger, SA at 134
- に持ち合わせているモノは、Ungerに 人間の精神は二つの側面を持つ。反復可能な事物に関わる側面と反復不能な事物に関わる側面である。この二つ よれば、人間の精神と社会のみである。 それゆえ、 人間精神と人間社会とは単に の側 面 を
- 物事をなす。」Unger の考えるところ、これら二つの よって、 すべてのことに始まり中間そして終わりがある。」精神はこの側面のみでは、 力であり、 的というだけではなく、 力(nonformulaic initiative)という二つの特性を持つより創造性に溢れた側面によっても構成されている。「再帰的無限の力に ることに大きな限界を持つだろう。 精神は、 それぞれの部分が定式・公式にしたがって作動する。入力・変換・出力というように、「この働きの側面においては、 有限の諸要素から無限の組み合わせを作り出す。非定型的独創力によって、 内的に、 すなわち互いの構成要素として関係している。 しかしながら、 精神は第二の側面、 力があることによって、 つまり再帰的無限性(recursive infinity)と非定型的独創 人間精神は、 差異と変化が充満した世界のなかで問題解決をす 精神の第一の側面はモジュラー的・定型的な能 射程と影響力においてより大きな能 精神は、 ルール に拘 東されない 類比

0)

はこの

力である否定的創造力を保持することとなる。

側面によるのである。

「私たちは、

[既存の定式に基づいて]正当化できる以上のこと、

より全体的・総合的に、

超越的に、

そして予期を超えて精神が作動する

あるいは十全に理解できる以

ことを思考または発見し、そうした物事を正当化ないしは理解できるための手続を後から見つけ出すのである。]Unger, SA at

- (4) UngerFN at 126
- (65) Unger, FN at 279.
- 67 12

66

- によって相殺される可能性があることを否定しないし、またある否定的創造力のレベルと一対一の関係にある制度的仕組のパッ ただし、Unger 理論は、 ケージなる観念を想定していない。より大きな否定的創造力の顕現・開示への道程は不安定であり、 FN at 280-281 ると考えられている。それは「自然的な」流れではなく、人々の意識的コミットメントが求められる過程に他ならない。Ungex 受け容れている。より柔軟な社会的仕組・想念の発生と流布が否定的創造力の発展という結果から説明されているからである。 この意味において、Ungerも認めるように、Unger 流の説明は、 否定的創造力は対抗的な傾向(強制的な余剰搾取を可能とする制度的仕組による生産力の増大)の存在 深層構造理論の批判されるべき要素である機能主義を一部 また可逆性を持つものであ
- 6) Unger, FN at 282-290
-) Unger, DR at 41-43, 197-198, 272-273
- 1) Unger, DR at 5-29
- (2) UNGER, DR at 111, 197-199.
- (元) UNGER, DR at 32-35; WSLAB at 92
- (74) UNGER, FN at 287
- (75) *Ia*

76

- See generally Unger, Passion
- *ries,* 28 Buff L. Rev. 205 (1979). 批判法学の主要論者は、この矛盾のまさに根源性を印象深く指摘したのち、 という[°]根源的矛盾_~(初期批判法学運動の主要テーマ)について、Duncan Kennedy, *The Structure of Blackstone's Commenta* 他者は個人の自由の実現にとって必要不可欠な存在であるにも関わらず、同時に自由実現に対する脅威としても樹ち現れる かんによってこの根源的矛盾の〝質〟を変えることができるという Unger 流のテーマを十分に探求することなく、特に 制度的仕組の構成

Duncan Kennedy は後にこの問題構制を放棄するに至っている。

- (2) Unger, FN at 291
- (79) Unger, RF at 424
- 8) Unger, FN at 197; Unger, WSLAB at 6
- でしばしば語られる理念は、ここでも Unger 流の根本課題、すなわち《私たちを階級、共同体的·性的·民族的分割の枠組へと と Unger が考えることによる。階級構造の解消、 は平等という語がほとんど登場しない。それは、自由 vs.平等(vs.共同性)などの諸理念の優劣を争う今日の「正義論」に典型的な 原理論的問題構制に Unger が与しないこと、加えて/それゆえに、平等はより大きな理念・目的の部分的・副次的な側面 にかなった世界へと作り変えること》という近代思想の根本課題へと包摂されるのである。Unger, FN at 22 ての人間の優位性を獲得・保持すること》、《人間こそが主役であること》、究極的には《社会を制約の中の無制約という人間本性 従属させる社会的台本(social script)から解放すること》、《予め決められた運命から私たちを解放すること》、《社会構造に対し (equality)という理念であるが、これまでの行論に明らかなように、 二十世紀の自由主義思想が一九世紀の「自由至上主義」に対置して自らの進歩性を吹聴する際に強調するのは社 性的平等、 人種その他の属性に基づく差別の解消といった「平等」という概念 進歩主義を自認するにも関わらず Unger の書物において 出である
- 8) Unger, FN at 292
- 善・理念の諸観念が矛盾するのはいわば悲劇であるとする自由主義の一傾向について、 Unger, ST at 36-37
- Unger, CLSM at 22; Unger, FN at 83, 296; Unger, ST at 1, 57; Unger, WSLAB at 6-7.
- 可能性が未だ明らかになっていないときに書いていたのである。それゆえ彼らは、 的基盤を与えられ得ることが発見されるまでには時間が必要であった。ヨーロッパの社会理論家たちはそうした代替的基盤の 「[経済力の発展·階層構造からの個の解放]といった利益が、先駆的な西洋諸国の形成的構造とは根本的に異なる制度的·想念 一つの段階の必然的構造であるという誤った認識に導かれたのである。JUnger, FN at 282 成功を収めたヨーロッパ的構造が世界史上
- Unger, FN lix, lxxii; Unger, WSLAB at 6-7; Unger, SA at 142; Unger, RF at 27
- (\$\otimes) Unger, FN at 196-198.
- (\infty) Unger, FN at 509-525
- (\$) Unger, Another Time at 69
- 90 近代所有権を模範形とする権利論は、 川島武宜『日本人の法意識』(岩波書店、一九六七年)、 川島武宜「順法精神」(『川島武官

著作集第四卷』(岩波書店、 硬質性 (共同性を破壊し得る貫徹力)を批判する論攷として、 一九八二年))などに色濃く表れている。これとコントラストをなす、 棚瀬孝雄「権利と共同体」(棚瀬孝雄『権利の言説 所有権を模範形した権利概 共同体に生

きる自由の法』(勁草書房、二〇〇二年))二九-四八頁

91 Unger, FN at 197 UNGER, FN at 196; UNGER, WSLAB at 45-46

結語に代えて-- ^agency の問題 《と法理論の位置

しておくべきー agency 6 問 題 最後に、Ungerが agency の問題、と呼ぶ——ここでは、 人間営為の企図性の問題、とでも訳出 形成的構造の累積的変化と個人的・集団的諸行為の意図的・非意図的な作用ないしは力の 関係に

れるかを探究する意図的な試みであったと解釈し得るという。 ち 違を見せるが否定的創造力の゙意図的促進、であるという意味では軌を一にする探究であったと言ってよい。 産主義らの政治運動は、 力)〟によって生じ得るという。第一に、(a)柔軟な形成的構造が与える利益(ことに経済力・生産力の増大)を欲する 非意図的行為、(c)意図的行為と非意図的行為との混交という三つの^agency(人間の行為実践の社会形 人々(例えばエリート集団)の意図的行為によって累積的変化は起こるかも知れない。例えば、自由主義・社会主義・共 ての議論を、 すでに先の二の(四)で若干の言及をなしたが、Unger によれば、形成的構造の累積的変化は、(a)意図的行為、 世俗の革新的政治運動は全て、社会的階層区分が及ぼす制約の力を弱めることによってどのような諸利益が得ら 批判法学の知見と結びつけて論じることで本ノートを閉じよう。 右で論じてきたように Unger の理解によれば、 第二に、 (b)社会変化は、こうした柔軟な形成的構造 個々の目的とその制度的表現においては相 成作用 すなわ $\widehat{\mathbf{b}}$

性を拓いてゆく

義を定義・解釈・適用され

(理を尽くして精緻化され)、さらにはときに再定義・批判・修正されて累積的変化を導く可

会的 が社会変化から全く疎外されているという印象は雲散霧消するだろうという。 として/これを他の社会が模倣して行った結果として生じたものとみなすことができる場合もあろう (非意図 が創出する有形・無形の諸 [淘汰)。 だが Unger が即座に付言するところによれば、 利益を偶然にも得たために、より優れた、ものと成った社会体制が他を淘汰して行った結果 社会変化の過程をより詳細に分析するや否や、 人間主体 的 な社

制 社会変化はほとんどの場合、(a)意図的行為と(b)非意図的行為の双方を混交したものとして、 を偶然にも遂行できた者)とこの仕 すなわち(c 組 の柔軟性)新し

さわる定型的行為の典型が法学であり、 脱堅固化・柔軟化の方向へと累積的・漸進的に進行し得る。そして、先に論じたように、 意義を理解してこれを再生産・洗練・維持させようとする者(つまり こうした法学の、意図的な、営みによって、 、 定型的行為 を遂行する者)との協働によって、structure-reproducing activity 偶発的に発明された制 制度の定義・解釈・適用にたず 度はその意

紀の支配的法思考は、 法理 論の位置 こうした(c)の態様を、 形成的構造の柔軟化の意義・否定的創造力の促進の意味を半ば意図した――少なくとも、 現代法理論の文脈に引きつけてもう少しパラフレイズしてみよう。 社会

実践である。 は偽の必然性から解放されつつあることを半ば意識した、 ルに留め、 先達である一九世紀的法思想(法の科学)のようには、人間と社会についての規範的見解に積極的に依 というのも、 法学の支配的傾向は、 法分析の明示的レベルをルール・法理、 だがさらなる一歩を踏み出すことに躊躇してい 原理·政策指針·目 る 的 0 行為

ようとはしないからである。

それはまさに現代法思考が、

脱自然化された社会概念を、

つまり「私たちの社会的

経

することができるという考え」を一部承認していることを示している に及ぼされる予め書かれた社会的脚本 (a prewritten social script) の強力な力を傾覆することによって私たちは隆起

《〝否定的創造力のレベル〟が諸要素の組み合わせの制約原理である》という観念に関連づけて、さらには本ノー のレベル、において過度の乖離がない諸要素が結びつくことによって緩やかな全体性を獲得する》という観念、 こうした法理論の半意識を、 《形成的構造は、偽の必然性からの解放の 程 度 ″| ″脱堅固化の レベ ルル **|**否定的 ŀ 創 造力 冒

頭での問題設定(構造に対する哲学的態度の選択肢)に結びつけて、以下のように再構成して論じてみよう。

とを余儀なくされた、 明 は が損なわ 示的な言及なしで――いわば規範の源泉を語ることを禁じられつつ―― まず繰り返すが、 当該. 知的営みの正当性に対する重大な疑義を招く結果となる。 れた知的雰囲気にあって、 近現代とは社会の人工性が露わになった時代である。こうした「自然な社会」という観念へ と自身の運命について理解した。これが現代法理論 基底にある人間社会の理論を明示しつつ規範を論じるという方法を採用すること それゆえ法学は、 の大きな知的文脈である 規範を論じるという困難な課題を背負うこ 人間と社会につい ての思想への 0) 信

知論 する法学実践を産出 実証主義]-脈 と考える」立場 の歴史偶有性を認めた上で、だがこの社会と文化以外にこの制度・実践・言説を評価するための参照枠組は存在しな 自 ·然主義的社会観への信頼·自然な文脈という観念を失った知的雰囲気の中で、 は、 実証主義的社会科学がそうであったように、 枠・構造自体の規範的吟味をペンディングにする Wittgenstein し得る。 すなわち本ノート冒頭で紹介した「第四 今一つの支配的な立場は、 法素材に対して「歴史とは人間・人類が本来的な自己(*自由、) 構造それ自体を語らないことでかえって構造の残存に寄与 0) 選択肢 |の法学的表現 /H.L.A.Hart あるいは 有力な法思想の一 ―をとった。こうした「法 0 Kelsen は 「構造·文 の不可

自然主

義に覆

V

尽くされた法理論と(b)

形

成的 う

構造の

精

とい

法学的傾向

の多様化

法学という分野それ自体の脱自然化・脱堅固化・

化的分析 得る合理的 0 を知り実現してゆく(よう導かれる必然の)過程である」という歴史哲学――つまり「第三の 中に理り は、 性 法の淵源である社会の制度構造の特定のあり方を法理念の表象であると考える誤謬 推論としての法学的方法にコミットする立場 (道徳的命法・経済法則)を観た上で、 法制度の基本構造を内在的道www.inmanent .徳秩序の顕現であるとみなす Hegel/Dworkin/Posner/Hayek 方法論としては「既存の制度や信念を評価する不変の命題」を導出 -すなわち「第二の選択肢 を採用した。 選択肢_ -すなわち制度物神崇 こうした合理 を照射して法 0) 主義

拝

―に陥ることで構造の合理化・自然化に寄与することになる。

理化 成的 和をますます抱え込む一方、 的な文脈や共通の参照枠組に訴えて解消することができないという事態の日常化である。 ることが困難となったその結果は、 不確定性である。 全なヘゲモニーを得ることはもはや不可能となった。 1構造 ・自然化の装置を案出し、 社会理論に遡行することが難しくなったという知的文脈は紛れもなく、 の、脱自然化のレベル、が相対的に高くなったことを意味する。 自然化された社会・人間の本来的姿という観念の失墜ゆえに法を人間本性論や社会理論に基 法の理論的布置もまた、こうした不確定性という「悪夢」を嫌う支配的 だが批判的立場はあくまで法の多元性・多様性に忠実な視角を採用してこれに対峙 法実践の内部で常に発生するこうした不確定性 先に論及したように、 それゆえ、 現代法学のい 現代法理論がその要素を構成する形 偽の必然性に囚 (意見の相違・矛盾・不調和 それゆえ、 わば常識は、 われれ 諸理論が様々な合 法は矛盾や不調 た法理 法の多元性)を客観 一礎付け

|神的要素の組み合わせへの゙制約〟という観点からこうした状況を解釈すれば、それはすなわち、) 脱自然化された社会理論・社会構造とが相対的に安定した形成的構造の大き 88-143

-という特徴を持つに

到った。

する

換可能性、という性質ゆえに、

へ置換的に適用・応用され、

る否定的創造力を高めた社会理論は、 !クラスター(「現代思想」)を形成することは難しいということを示唆している。 同様のレベルを携えた法理論との共存を要求する。 別言すれ より正確には、 ば、 社会構造に対す 各要素の

社会理論の脱自然的洞察はまだそうした洞察が浸透していない

他

の知的領

域

(法思想そ

へと自らを変

そのことを通して法理論は脱自然化のレベルを上げた新しい知的資源

う従前から持ち合わせていた特徴に否定的創造力を結び合わせることで、 貌させることとなる 0) 生 一起とい 0 た法 ――その典型的な表現が批判法学である――。 制 度の萌芽的生成 のダイナミズムをより詳細 この新しい法学は、 か 既存のルール つ説得的 13 ″制度構造のミクロ ・法理からの 描写する 制 例外·逸脱、 度 構 分析へとい 造 変成

造力のレベルの更なる上昇 制度構想としての法学 を社会理論それ自体に再提供することによって、 -を迫ることとなる。 今度は社会理論に自己変革 否定的 創

の特長と否定的創造力とを結びあわせながら新しい実践・制度へと発展することで、 こそが累積的な発展を導き得るモメンタムに他ならない。このようにして、形成的構造の各要素は、 社会理 りながらも 或る要素の否定的創造力の発展は他の要素のそれとの比較において、類似のレベルを要請されながらも なるのはここでも、 する各要素の共存は難しい このようにして、、否定的創造力のレベル、という観念は、 論 0 脱 自然化された制度論 重要な差異ないしは余剰を産み出す原因をも形成し得る-多元的構造観である。 ―であると同時に、 < 法理論のミクロな視角+社会理論から学んだ脱自然化された制度論)。 形成的構造の各要素がそれぞれ顕著な特徴・特長を有しているからこそ、 形成的構造が漸進的に自己変革してゆく動因でもある。 形成的構造の各要素を結びつける制約 つまり発展可能性でもあり得る 螺旋的・累積的変化をしてゆく可 それぞれ ―レベルを異に ポ イントと 制約であ の従前

能性を常に有しているのである。

いう、 するときに樹ち顕れる現実ー 閉塞的な関係にあるというよりも――、より立体的な螺旋的発展の可能性を宿した弁証法的な関係にあるという本質 義的かつ中心的な地位である。人間主体と社会構造とは-してきたことの一つは、このマクロな知的プロジェクトにおけるミクロな知的プロジェクトの一つ Ungerの構造論・社会変革理論は、 新たな思惟へと変貌してゆくダイナミズムを宿した領野であることの証左である。® 体と構造は互いを変革し合うことができるという、変化・変容・変異の地点(standpoint of variation)から思念 ――を、法学は詳らかに紐解くことができる。それは法学が、 いわゆるグランド・セオリーの範疇に数えられるものである。 ――よく言われるような、 相互規定的というどこか平 現実と理念との弁証法と 本ノート -法学 -板かつ ・が示唆 O両

Unger, FN at 296

93

Unger, CLSM at 17.

94

Unger, FN at 302 Unger, WSLAB at 41-46.

96 95

- 97 Unger, FN at 167; 301-302
- 100 99 98 UNGER, WSLAB at 122-123. 参照: Unger, ST at 43 前掲拙論文、 「批判法学制度派の研究プログラム」九一-九二頁
- 参照、 前揭論文、 「批判法学制度派の研究プログラム」八六-八七頁